

## 健康障害防止指針（がん原性指針）への N,N-ジメチルアセトアミドの追加に係る補足検討

### 1 経緯

「第2回化学物質による労働者の健康障害防止措置に係る検討会」（平成25年6月25日開催）において、がん原性指針にN,N-ジメチルアセトアミドを追加するため、指針公表に伴う技術的事項（①保護具、②作業環境測定の方法・測定結果の評価指標）の検討を行った。

会議資料では、作業環境測定方法の「参考例」として、ガスクロマトグラフ分析方法の検出器として NPD 検出器 を用いる方法を示していたが、この検出器は必ずしも作業環境測定機関で通常使用するものではないため、より一般的な方法による測定が可能かどうか検討することとなった。

（参考例として示したNPD検出器を使用する測定方法は、リスク評価におけるばく露実態調査において低濃度まで測定するために開発した方法。）

このため、（独）労働安全衛生総合研究所にN,N-ジメチルアセトアミドの作業環境測定方法の検討を依頼した。

### 2 検討結果

（独）労働安全衛生総合研究所での検討の結果、FID 検出器 を用いたガスクロマトグラフ分析方法により、N,N-ジメチルアセトアミドについて評価指標（10ppm）の1/10以下まで測定可能であることが確認された。

### 3 参考

既に指針対象物質となっている1, 2-ジクロロプロパンについて、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等の改正により、この物質を用いた洗浄・払拭業務が規制されることとなった（一部の規定を除き、平成25年10月1日施行）。

このため、N,N-ジメチルアセトアミドをがん原性指針に追加するのと併せて、1, 2-ジクロロプロパンの洗浄・払拭業務をがん原性指針の対象から除外する予定である。

なお、改正指針の公布・適用は平成25年10月1日を予定しており、8月23日～9月21日の間、指針の改正に関してパブリックコメント手続による意見聴取を行っている。